

第6回八王子市職拡大闘争委員会

(経過・日程)

別紙

(報告事項)

1. 新春旗開き 1/9 * 250名以上の参加がありました。
2. 定額給付金に対する申し入れ 1/16(別紙参照)
* 都本部として市長会へ申し入れを行いました。

(協議事項)

1. 人員体制、再任用、再雇用について

(1) 嘱託職員・臨時職員と任期付短時間職員制度について

① 嘱託職員・臨時職員処遇改善協議議事録

任期付職員制度は育児休業代替えについて08年4月に導入を確認し、その他の職場への任期付き職員配置については引き続き協議するとした。

その際に、学校事務や学校給食、保育園の臨時職員に対して任期付短時間職員制度についても検討することとしたが、今回、学校事務への任期付短時間制度を導入したいとの考え方を示された。

組合側は、学校事務への任期付短時間職員の導入は学校改革検討会のなかでの学校職員の役割を検討している中で、学校給食調理の臨時職員も同様に考えるべきであるとした。

引き続き、嘱託職員や臨時職員によって担われている業務について、任期付短時間職員の導入にについて検討していくこととし、当面学校事務職場への導入を検討することとなった。

② 国勢調査にあたって任期付職員の配置について

当局側は期間限定と言う考え方で任期付職員の配置を提案された。

組合側は期間限定の内容についてどの範囲を対象とするのか引き続き協議していくべきだとした。また、国勢調査についても、従来は正規職員が対応してきているが、任期付職員の役割についても引き続き整理が必要とした。

(2) 2010年度以降の再任用・再雇用制度の考え方

① 再雇用制度は再任用制度の導入とともに再任用満了後65歳までの雇用確保の制度として継続してきましたが、2010年度をもって再任用が5年間となり再雇用制度の整理をすることとしています。

② ただし、退職時に再任用を選択しない場合で引き続き働く意欲がある場合などどのような対応が出来るか検討する必要があります。

③ さらに、再任用も現在32時間を基本としていますが、40時間や短い時間での組み合

わせなども検討する必要があります。

- ④組合側はこうした協議を早急に進めることを前提に、今年度の再雇用の配置について進めていくこととします。

2. 勤務時間の見直しについて

(1) 勤務時間短縮に対する考え方

- ①国家公務員や東京都が 07 年度に休息時間の廃止を決定したことをうけ、三多摩各市とともに、八王子市は 08 年 1 月から休息時間廃止を確認してきました。
- ②一方、勤務時間の短縮については 08 年人事院勧告で実施の考え方が示され、国や都は 09 年 4 月に向けて実施することとしています。
- ③組合側はこの間の交渉において、休息時間の見直しも 1 月実施を決断した経過からも時間短縮は 1 月から実施すべきと主張してきました。
- ④これに対して当局側は、勤務時間が短縮されることによる制度変更が多岐にわたる中で、国の動向を見極める必要があるとして、先行しての実施について消極的でした。
- ⑤組合側引き続き早期実施を迫るとともに、実施されて場合の課題についての協議を進めています。

(2) 解決すべき課題

- ① 1 日当たりの勤務時間の確認(7時間45分とすること)
- ② 休息時間の確認(原則1時間、全職場について確認が必要)
- ③ 再雇用・嘱託職員・特例臨時職員の勤務時間と賃金の考え方
- ④ 時間外勤務の対象時間
- ⑤ 時間休暇の取得の考え方
- ⑥ *本庁におけるチャイムと放送について 他

3. 協議課題から

次の課題について協議しています。
課題も多く、引き続き職場の皆さんのご意見をお寄せください。

(1) 昇任昇格選考実施要綱の協議

- ①主任選考での研修の位置づけについて変更(報告レポート評価)
- ②業務主任選考での研修についてレポート提出を要件に入れる

(2) エキスパート選考(行政専門幹制度の協議)

- ①主査職からの新たな選考制度として検討
- ②業務ラインのなかでの位置づけの明確化が必要

(3)療養休暇日数の変更協議

- ①国や東京都との均衡を図りたいとして、計算根拠に土日・祝日も入れたい
*現在は、土日・祝日は含まれていない

(4)庁内職員公募制度の協議

- ①職員の人事異動は意向調査などもとに決定されて行きますが、専門分野での知識や能力の活用が求められる職域に対して、本人の意欲や積極性を評価し人事へ反映したい。
②ジョブ労働テーションなど副線型人事ルートや意向調査の手法の一つとして確立したい。

(5)育児休業の除算の見直し協議

- ①昇給基準の除算基礎から外す
②退職手当算出根拠での現在1/2除算を1/3除算に見直す

(6)本庁舎食堂の運営について

- ①09年7月から11月までの間庁舎改修に伴い食堂を一時閉鎖することとなります。
組合側はその間の対応について、食事を取る場所の確保や弁当業者の取り扱いなど協議していきます。
②また、改修を機会に食堂運業者について入札方式を導入することとなります。
組合側はこれまでの福利厚生施設としての食堂であることを基本に協議します。

4. 09 春闘の取り組みについて

(1)都本部 09 春闘方針案(別紙資料参照)

2月7日(土)春闘討論集会において方針議論

(2)取組みの確認

- ①八王子市職・臨職組合・公共労における「格差是正闘争本部体制」(継続中)での取組む体制の確認

②春闘オルグ

春闘期における方針の考え方の提起や取組について基本的には各部会、職場単位でのオルグを実施します。

なお、学校協議会では「学校改革検討会」の中間まとめをもとに、地域集会を開催します。本庁以外で地域ごとに配置されている保育園や事務所、子育て支援センターや保険福祉センターなどの職場へも呼びかけ地域サービスのネットワーク作りを進めていきますので、地域ごとの集会に参加ください。

③批准投票の実施

春闘期から賃金確定期までの間のスト権の行使判断を自治労本部に委譲するための批准投票を実施します。全体の「○」で確認ください。

●投票方法 全組合員に対して投票用紙を配布します。

基本的に職場単位での投票箱(投票袋)を同時に職場配布しますので、直接投票箱(投票袋)へ投票願います。

職場委員(拡大闘争委員)の方には全員が投票できるように取りまとめをお願いします。

●投票期間 2月19日(木)までに組合事務所をお願いします。

なお、投票用紙の発送は2月9日(月)を予定しています。

④日程及び行動 (春闘資料参照)

(3)地域集会の開催

学校改革検討会、健康福祉部あり方検討会、地域サービス労使検討会の議論を踏まえて、下記のとおり地域集会を開催します。

地区(ゆめおりプラン6地域)	事務所管内	日程	会場	
東部地区	由木・由木東・南大沢	2月10日(火)	北野清掃工場	
北部地区	加住・石川	2月12日(木)	戸吹清掃事業所	
東南部地区	北野・由井	2月13日(金)	体育館	
西部地区	元八・恩方・川口	2月16日(月)	職員会館(本庁)	
西南部地区	浅川・横山・館	2月19日(木)	館清掃事業所	
中央地区	本庁管内	2月23日(月)	職員会館(本庁)	

参加対象者 地区内の公共施設の組合員全員

○各地域の学校職員

○保育園、児童館、子育て支援センターなどの子育て支援施設の職員

○事務所や健康福祉関連施設の職員

○図書館、生涯学習支援課など生涯学習支援関連施設の職員

○環境部の各施設の職員および収集地域担当者

●なお、詳細については別途お知らせします。

5. その他

(1)水行政あり方検討会の開催

1月28日 第1回目の検討会を開催しました。なお名称は「水行政あり方検討会」とすることとなりました。(別紙参照)

(2) 緊急雇用対策本部の設置

- ①派遣の打ち切りや非正規労働者の解雇など雇用不安が社会問題化するなか、行政として一時的雇用の受け入れも必要であるが、企業支援の面からも雇用安定を図っていく必要があるとして、産業振興部産業政策課にプロジェクト体制として立ち上げる。
- ②2月1日から事務局を設置、新年度から本格的に事業展開を進めるとして職場の確認のうえ取組むこととしました。